

## 第85号議案

### 茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令

(茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第1条 茨城県教育委員会教育長事務委任規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第2条 茨城県教育庁等事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第2条第20号から第23号」を「第2条第21号から第24号」に改める。

第13条第1項第1号中「第2条第24号及び第27号」を「第2条第25号及び第28号」に改める。

(茨城県教育委員会事務専決規程の一部改正)

第3条 茨城県教育委員会事務専決規程(昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「,第3号及び第6号から第12号まで」を「及び第5号から第13号まで」に改める。

第3条第1項中「第2条第13号から第27号」を「第2条第14号から第28号」に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月19日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号)の一部改正により、条項の移動があることから、所要の改正をしようとするものである。

## 茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令の概要

### 1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第8号）の一部改正により条項の移動が行われたことから、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により条項の移動が行われたことに伴い、これを引用する次の規程について引用条文中の条項番号を改める。

茨城県教育委員会教育長事務委任規程

- (2) 茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正により条項の移動が行われたことに伴い、これを引用する次の規程について引用条文中の条項番号を改める。

茨城県教育庁等事務専決規程

茨城県教育委員会事務専決規程

### 3 施行期日

平成20年4月1日

茨城県教育委員会教育長事務委任規程 (昭和40年茨城県教育委員会訓令第 7号) 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第3項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。</p>

茨城県教育庁等事務専決規程 (昭和40年茨城県教育委員会訓令第 8号) 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第12条 教育次長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。                      (1) 茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第21号から第24号までに掲げる事務                      (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。                      (1) 規則第2条第25号及び28号に掲げる事務                      (2)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>第12条 教育次長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。                      (1) 茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第20号から第23号までに掲げる事務                      (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。                      (1) 規則第2条第24号及び27号に掲げる事務                      (2)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p>

茨城県教育委員会事務専決規程 (昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号)新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、次条に規定する場合を除くほか、茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第2号及び第5号から第13号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、輕易なものに限る。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 教育委員会は、規則第2条第14号から第28号までに掲げる事務(当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。)、国又は県の行なう重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事(懲戒処分及び分限免職処分を除く。)を行なうことについて、教育長に常時専決させるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、次条に規定する場合を除くほか、茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第2号、第3号及び第6号から第12号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、輕易なものに限る。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 教育委員会は、規則第2条第13号から第27号までに掲げる事務(当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。)、国又は県の行なう重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事(懲戒処分及び分限免職処分を除く。)を行なうことについて、教育長に常時専決させるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>